

平成29年度第1回香取市総合教育会議録

香取市総合教育会議

- 1 期 日 平成29年9月28日(木) 開会 午後4時00分～
閉会 午後5時00分
- 2 場 所 市役所4階 庁議室
- 3 出席委員 市長 宇井成一
教育長 粟井明彦
教育長職務代理者 東陽一
教育委員 平山茂治
教育委員 平塚智子
教育委員 熱田昇
- 4 出席職員 教育部長 林高志
福祉健康部長 下川裕之
教育総務課長 久保木浩明
学校教育課長 大平伸一
生涯学習課長 平野功
生涯学習課副参事 小倉律子
香取学校給食センター所長 遠藤健一
教育総務班長 大橋かつ江
- 5 開会 教育総務課長 ただいまから、平成29年度第1回香取市総合教育会議を開会いたします。私は、本日の会議の司会進行を務めさせていただきます教育総務課の久保木と申します。
どうぞよろしくお願いいたします。
なお、本会議は、香取市総合教育会議運営要綱第4条第1項の規定により、原則公開するものとなっており、非公開とすべき案件がないことから傍聴希望者の入室を許可しております。また、今回の議題に関係する職員として、下川福祉健康部長の出席を求めています。
それでは、次第に沿って会議を進めさせていただきます。最初に、この会議を主催する宇井市長よりご挨拶をいただきます。
- 6 市長挨拶 皆さんこんにちは。教育委員の皆様におかれましては、教育施設の訪問、定例教育委員会会議と公務が続き、大変お疲れのところ、第1回総合教育会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様方には、日頃から香取市の教育行政の推進にお力添え

をいただいておりますことを、この場をお借りいたしまして、御礼申し上げます。

総合教育会議につきましては、平成27年度に立ち上げ、今年度が3年目となります。これまでは、香取市教育大綱の策定や児童生徒の教育環境の整備など、皆様と意見交換を交わしてまいりました。昨年度の会議でご意見をいただきました、英語教育の充実につきまして、少しずつではありますが実現してまいりました。

本日の会議では、「子供の貧困問題」を取り上げてまいりたいと思います。この後説明はあると思いますが、近年社会問題化しており、大変難しい問題となっております。下川福祉健康部長にも同席を求めましたが、学校や教育委員会だけでなく香取市の各関係部署が横断的に取り組むことはもとより、国や県などの各関係機関との連携、地域との協働も必要であると認識しているところであります。

皆様におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただきまして、今後の施策に活かしてまいりたいと存じます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

教育総務課長

ありがとうございました。それでは、早速議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、香取市総合教育会議運営要綱第3条の規定により、市長をお願いいたします。

7 議 題

議長(市長)

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議題となっております「子供の貧困問題」につきましては、2012年の厚生労働省の調査で、子供の貧困率が過去最悪の16.3%に達し、6人に1人が貧困であることが公表され、多くのメディアに取り上げられたことなどにより、近年、多くの方々に認知されてきております。このような中、香取市議会におきましても、この問題は度々一般質問に取り上げられております。

経済的な問題を抱えている子供達に対しましては、支援の充実を図っていかねばなりません。香取市の現状は、わかりにくいのではないかと存じます。

そこで、関連すると思われる資料をお配りいたしましたので、最初にそれらのご説明をさせていただきます。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

配布資料の説明

議 長

それでは、皆様から御意見・御質問等をいただきたいと思います。御意見等がある方は、挙手をお願いいたします。

教育委員

就学援助を受けている子供さんが多い学校とか、地域特性はありま

すか。

学校教育課長 学校間の格差について、資料はありませんが、それほど差はないと考えております。

教育委員 大都市圏が多いようですが、香取市内はどうですか。

学校教育課長 香取市内では、大規模な学校と小規模な学校で顕著な差はないと考えておりますが、全国規模ですと、大きな差があるようです。

教育総務課長 先程北佐原小学校を訪問いたしました。香取市のひとり親世帯の割合は平均 11.5%で、北佐原小学校も同じく 11.5%でした。北佐原小学校の児童数は 100 人を切っておりますが、市内では平均的な学校ですので、類推すると学校教育課長の説明のとおり格差はないと考えられます。

議 長 県下でも都市部については別ですが、香取海匝地区では隔たりはないと感じています。

教育委員 就学援助とは、どのような制度ですか。

学校教育課長 就学援助制度について、説明させていただきます。要保護者については、生活保護を受けている者を対象に。準要保護者については、世帯の収入が生活保護世帯の 1.5 倍未満の収入の者を対象に、東日本大震災・熊本地震の被災世帯については、生活保護世帯の 3 倍未満の収入の者を対象に学用品の一部や給食費等を援助する制度です。

教育委員 実際に準要保護者が就学援助を受けられる具体的収入は、どれ位ですか。

学校教育課長 会議資料の中ほど、『平成 29 年度就学援助制度のお知らせ』をご覧ください。家族構成によって異なりますが、準要保護世帯の収入については、持ち家の 3 人世帯では 269 万円が、ひとり親等の 2 人世帯の収入では、194 万円が目安となっております。

教育委員 就学援助の基準は、変わっているのですか。

学校教育課長 平成 25 年の生活保護基準を基にしております。平成 25 年 8 月以降、生活保護基準は引き下げられてきており、新たな基準を採用した場合、これまで受けられていた人が受けられなくなってしまうのです。

で、県内の多くの市町村が平成25年基準を継続して採用しています。

教育委員 市では、現在どのような支援をしておりますか。

福祉健康部長 お手元にお配りしております子育てガイドブック『すくすく』の54ページをご覧ください。ひとり親家庭への支援につきましては、児童扶養手当、母子・父子・寡婦福祉資金貸付、ひとり親家庭等医療費助成制度があります。

なお、香取市では、0歳から18歳を迎えた日以後最初の3月31日までにある子供を対象に、医療費の助成を実施しておりますので、ひとり親家庭等医療費助成の対象者は、ただ今申し上げました子供以外の世帯員となります。

これら以外の財政的支援としまして、ひとり親が保育士や看護師などの資格を取得する場合、定額を給付する、高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金制度があります。

人的支援としましては、母子・父子自立支援員を設置し、ひとり親世帯等が抱えている様々な問題や悩み事に対し、相談に応じるほか、自立に必要な情報の提供などを行っております。

併せて、家庭児童相談室を設置しまして、児童・家庭で抱えている問題に対し、相談や指導などを実施しております。

議 長 学校で児童生徒に対する経済的支援は、どうなっていますか。

学校教育課長 『平成29年度就学援助制度のお知らせ』の裏面をご覧ください。生活保護を受けている世帯の児童生徒に対して、修学旅行費・医療費・交通災害共済掛金を援助しており、これらについては、国の補助事業として実施しております。その他の世帯の児童生徒に対しましては、国の基準等に基づき、学用品費をはじめとする10の費目に対し、市の単独事業として、援助しています。表中上から5番目の新入学児童生徒学用品費等は、今年度から額を増額して支給しています。

その他には、大学等入学者に対して就学資金の貸付制度があり、今年度は2名、合わせて10名に月額30,000円の貸し付けをしております。

教育委員 様々な支援はあるようですが、周知はしているのですか。

学校教育課長 児童生徒の就学援助制度につきましては、新入生の保護者に対し、小中学校の入学説明会時に、在校生の保護者に対しては、学校を通じて年2回お知らせしています。その他にもホームページでは常時周知

しております。また、児童生徒の実態に応じて、学校から個別に打診等しております。

市の就学資金貸付制度については、ホームページで周知するほか、市内ばかりでなく近隣の高等学校に対しても、同制度の案内書類を配布し、周知しております。

福祉健康部長 福祉健康部所管の制度につきましても、基本的には広報紙やホームページで周知しております。ひとり親世帯に対しては、児童扶養手当申請時に、利用できる制度を掲載した『児童扶養手当のしおり』を配布し、周知しております。また、民生委員を通じて、利用できる支援についてお知らせしています。

議 長 その他には、何かございませんか。

教育委員 給食費の収納状況ですが、払いたくないから払わないという人も含んでいるのですか。貧困世帯であれば、支援制度もありますが。

学校教育課長 払えるのに払う意思がないという実態は、確認しておりますが、このようなケースばかりではなく、就学援助制度の対象となり得る世帯であっても、当該制度を活用せず、未納になっているケースもあります。督促すれば払う家庭もあります。

未納世帯は昨年度183世帯と5年間で、若干減ってきております。どのような理由で納められないかは統計を取っておりませんが、未納には多様な理由があると考えております。

議 長 給食費が経済的に払えない家庭の場合ならわかりますが、明らかに払える資力がありながらお支払いいただけないケースがあるという話は、私も校長先生方から伺っております。

教育委員 子供が成長して仲間同士で体験とか活躍していくことは、とても大切だと思います。ひとり親家庭など家庭の事情で、行事等に参加したくても参加できないような場合は、地域が参加できるように協力するといったように、地域ぐるみで子供たちを育てていく気風を築いていくことが大切ではないかと思いますが。

議 長 実際に、地域で支援していくといった事例はありますか。

福祉健康部長 地域での支援は確認できておりませんが、子育て支援ということですと保育所内に、子育て支援センターを設置しています。一番新しいものでは、おみがわこども園に設置しています。

議長 働いている親御さんの支援として、放課後児童クラブのニーズも増えています。また、同様の理由で保育所のニーズも増えておりますが、その反動で幼稚園には園児が集まらない状況です。3年後を目途に、4つの幼稚園・保育所を統合して、佐原地区にもおみがわこども園のような認定こども園を建設する予定です。

支援ということだと、放課後児童クラブも一定の役割を担っておりますが、地域の方々が一緒になって育てるところまでは至っておりません。

教育委員 テレビ等で、こども食堂や放課後の無料塾が話題となっております。県内にはありますか。

福祉健康部長 県内すべての市町村について、調べたわけではありませんが、現在把握しているものとしては、船橋市に2カ所、我孫子市、佐倉市、流山市、松戸市にそれぞれ1カ所あるようです。

学校教育課長 誰でも利用できる無料塾・無料食堂といった環境があればいいと思います。貧困という言葉はその取扱いが難しく、低所得世帯の生徒だけに、無料で教えるから来なさいと説いても集まらず、誰でも参加できるような場所でないと、継続していくのは難しいと思われま

す。市川市では、学校が放課後に特別な学習指導をしている他、こども食堂はNPO法人で運営しております。お聞きしたところ、支援される側の立場に立って考えると、利用者や対象者を限定することは難しいとのことでした。

教育総務課長 平成27年4月に、生活困窮者自立支援法が施行され、学習支援のメニューで放課後の無料塾に対して、厚生労働省から事業費の1/2が補助されます。

ほとんどの場合、生活保護世帯の児童生徒を対象にしており、県内は習志野市や八千代市に同制度を活用した無料塾があります。市川市のように人材や財政力あるところでない

教育委員 先日、まちづくり協議会について、青少年健全育成の担当の方、学校関係の方々がいらして地元説明会がありました。私の地区ではまだ立ち上げてはいないので、これから作っていくわけですが、そういう人たちも参加しやすくなるよう、行政の方から情報を提供していただければ、支援しやすい体制ができるのではないかと、今日の話から感じました。

議長 まさに、まちづくり協議会は其のような事業の受け皿になりうる組織で、地域で支えあっていくための制度であります。現在、21地区で協議会を設立しておりますが、子育てや教育の支援までには至っていないのが実態です。将来的にはそれらについても、カバーしていく可能性はあります。

教育長 貧困と学力の相関関係は、貧困度が高いほど学力が低いという結果が、お茶の水大学の調査で出ています。むしろ私は学習支援をするのではなく、セルフコントロールして学習する習慣を身につけさせたいと思います。自ら学ぶ意義を見いだして自己有用感をもって、社会に出ていき地域と交流して自らイベントに参加し、一步一步階段を上って、自分で何かできないか考えて自立して欲しいと考えています。

資料の進学率に対する指標で、生活保護を受けている家庭の子供の高校進学率は90.8%、一般世帯は99.6%、大学進学率では生活保護世帯は32.9%、一般世帯は54.9%です。高卒と大卒の生涯賃金には7千万円の差があり、高卒の子を大学に進学させると、収入が2.9兆円増え、税収では1.1兆円増えると試算されています。収入を得て社会的に自立することで、税収が増えるばかりでなく、保護を受けていた家庭が納税者となり、社会保障費が削減されるというシナリオがあります。

幸い千葉県は比較的貧困率が低い状況ですので、取り掛かりやすいと思います。優良な納税者となるよう育てていける環境を整えていただきたいと思います。

議長 国も選挙となり、教育長の今のようなお話を総理大臣自らがしております。是非進めていって欲しいと思います。

まだ、御意見がたくさんあると思いますが、お時間の方も限られておりますので、最後に何かありましたらお願いいたします。

教育委員 子供の貧困問題に対し、最も重要なことは、そのような状態にある児童生徒をいち早く発見し、早急かつ適切に必要な支援につなげていくことだと思います。

そのためには、学校は、経済的な問題等を抱えている児童生徒を発見した際は、関係する市の部署やその他の公的機関に速やかに連絡を取ることが必要ですし、一方、市の担当部署等は、学校と連携を密にし、常に情報を収集する必要があると思います。

それらをスムーズな流れの中で、実施していくためには、地域包括支援センターの子供版のようなところがあったらいいと思いますがどうでしょうか。

議 長

ただ今の御意見につきましては、議会でも議論されておりますので、私の方からお話をさせていただきます。母子保健法の一部を改正する法律が改正され、平成 29 年 4 月 1 日に施行されました。これに伴い、市町村は、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター」を設置するよう指針が出ております。この「子育て世代包括支援センター」の主目的は、妊産婦及び子育てに対する支援であるため、委員さんがおっしゃるような機関とは若干異なりますが、市町村の実情に応じて、支援の対象を 18 歳までの子供とその保護者まで拡大することも可能とされております。現在は、まだ一部の地域のみでの設置ですが、平成 32 年度末までに全国展開を目指すとしております。4 年後ですが早速始めたいと思います。その際には、この総合教育会議でも御意見を頂戴したいと考えております。

子供の貧困問題につきましては、話せば話すほど深く、不登校等いろいろな問題につながっていきます。まだまだ多くの御意見等があるかと思いますが、時間の都合上、本日の会議はここまでとさせていただきます。本案件につきましては、皆様と考えを一つにして今後も継続して議論してまいりたいと思います。

今回は、教育現場におけるより具体的な資料を基に意見交換したいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員の皆さんには、円滑な議事の進行に御協力いただき、誠にありがとうございました。それでは、事務局へ進行をお返しします。

8 閉 会
教育総務課長

以上をもちまして、本日の会議事項は全て終了いたしました。どうもありがとうございました。